

鹿児島県垂水市／空き家有効活用推進事業支援補助金のご案内

家財撤去で
お困りではないですか？

空き家有効活用 推進事業

家財道具を撤去する際にかかる
金額の一部を補助します。

上限額
5万円



1. 受付期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日

2. 内容

空き家内の家財道具等の処理費用について、
垂水市空き家有効活用推進事業支援補助
金を交付する。

※同一の家屋について1回限りとする。

3. 対象

- ① 空き家に係る所有権又は売却・賃貸を行うことができる権利を有する者
- ② 市税の滞納がない者
- ③ 3親等内の親族間での売買・賃貸等でないこと

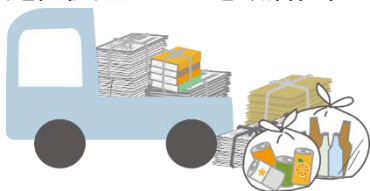
4. 補助金額

補助対象経費に3分の2を乗じて得た額

※上限額 5万円（千円未満切り捨て）

「垂水市空き家バンク」とは・・・？

垂水市における空き家の有効活用をととして、垂水市民と都市住民の交流拡大と定住促進による地域活性化を図ることを目的として、垂水市内の空き家情報を提供するものです。



5. 申請の流れ

1 申請書の提出／申請者

- ①垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金交付申請書
 - ②誓約書
 - ③空き家の所有者が確認できる書類（契約書・登記事項証明書など）
- ※補助金交付の決定通知を受けてから家財道具撤去をしてください。

2 交付決定または不交付決定／垂水市

交付決定通知を受けてから、以下の3業者から1社選び依頼してください。

- ★小野商店（TEL：35-0002）
- ★大隅産業（TEL：32-5738）
- ★光洋（TEL：32-4779）

※撤去中の写真も必要になりますので、業者の方へ依頼をしてください。

3 補助金の請求／申請者

作業終了後、以下の書類を提出してください。

- ①垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金交付請求書
- ②領収書
- ③作業写真

4 補助金の交付／垂水市

書類を審査後、補助金を支払います。

問い
合わせ先

垂水市役所 企画政策課 地域振興係

（〒891-2192）鹿児島県垂水市上町114 番地

TEL / 0994-32-1111（内線246） FAX / 0994-32-6625